

岩手県告示第550号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大建工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市馬場町6番27号
 - ウ 代表者の氏名 長澤健
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第10号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年5月30日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年6月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千葉巖建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字小繫15番地3
 - ウ 代表者の氏名 佐々木巖
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第924号
 - (3) 処分の内容 土工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年6月8日付けで土工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年6月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐々林
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字樋の沢51番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木雄二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第2365号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年6月21日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年6月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社吉田工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字川向37番地4
 - ウ 代表者の氏名 千田宏明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第3199号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年6月7日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 平成30年 5月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 梨子建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市高松四丁目20番20号
- ウ 代表者の氏名 梨子洋一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第3556号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年 5月22日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成30年 5月31日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 マルキ産業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市新穀町3番3号
- ウ 代表者の氏名 松山信次
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第6723号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年 5月30日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成30年 4月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社石のセガワ
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市西宮野目第5地割503番地
- ウ 代表者の氏名 瀬川賢孝
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第7895号
- (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年 4月24日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社紺野組
- イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町上有住字中沢74番地
- ウ 代表者の氏名 紺野郁夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第9028号
- (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成30年 6月26日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月20日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社岩手特殊
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字一方井第7地割1地割209番地1

- ウ 代表者の氏名 三浦美智子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第9073号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年6月14日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年6月6日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐々木工業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢小山字上一の台18番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木弘之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9467号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年6月5日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成30年5月1日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社コイダ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町流通センター南四丁目10番1号
 - ウ 代表者の氏名 小井田哲夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9495号
 - (3) 処分の内容 熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年4月27日付けで熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 平成30年4月25日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社フジモリ電業
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市板屋四丁目4番30号
 - ウ 代表者の氏名 藤森圭一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10026号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年4月10日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 平成30年5月25日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 乙茂内住設
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市野沢62番地881
 - ウ 代表者の氏名 乙茂内義一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第20294号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年5月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成30年6月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 第一開明株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目10番5号

ウ 代表者の氏名 柿崎卓也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第20310号

(3) 処分の内容 管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年6月19日付けで管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成30年6月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社正進工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢南都田字片子沢395番地1

ウ 代表者の氏名 高橋正義

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第60202号

(3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業の一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年6月18日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成30年6月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社熊谷工業

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市米崎町字高畑9番地2

ウ 代表者の氏名 熊谷力

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第90142号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年5月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成30年6月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小山田工業所

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通三丁目18番8号

ウ 代表者の氏名 小山田浩之

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-26)第109号

(3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年6月20日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。